

茨木市広告事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の印刷物、ホームページ、行政財産及び普通財産等の資産（以下「資産等」という。）の有効活用により、市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とし、資産等のうち広告の掲載が可能な媒体に民間企業等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産等のうち広告の掲載が可能なものをいう。

ア 印刷物

イ ホームページ

ウ 行政財産及び普通財産

エ その他広告媒体として活用できる資産であると認められるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主等 広告掲載をしようとする事業者及び広告代理業を営む者をいう。

(4) 広告媒体所管課 広告掲載が可能な資産等を管理する課等をいう。

(広告掲載の範囲)

第3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 個人又は団体の意見広告又は名刺広告に類するもの

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれのあるもの

(9) 当該広告の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、資産等に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準については、別に定めるものとする。

(運用基準の作成)

第4 広告媒体所管課は、広告掲載をするに当たり、運用基準を作成しなければならない。

2 前項の運用基準には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 広告の規格及び掲載位置
- (2) 広告掲載料
- (3) 広告掲載期間
- (4) 広告主等の募集、申込方法及び選定方法

(広告掲載の事務処理)

第5 広告掲載の事務処理は、市有財産等活用検討会議設置要綱（令和2年2月10日実施）に基づく市有財産等活用検討会議の審査を経て、広告媒体所管課において行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第6 広告主等は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主等の責任等)

第7 広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主等の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第8 市長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第3第1項各号のいずれかに該当することとなったとき若しくは第3第2項に規定する基準に抵触することとなったとき又は広告主等が第6の広告掲載料を指定する期日までに納付しないときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、広告事業について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

(茨木市ホームページ広告掲載取扱い要綱の廃止)

2 茨木市ホームページ広告掲載取扱い要綱（平成18年5月1日実施）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の実施前にこの要綱による廃止前の茨木市ホームページ広告掲載取扱い要綱第5の規定により広告掲載の決定を受け、掲載を行っている広告の取扱いについて

は、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から実施する。